主 文 原判決を破棄する。 本件を松江地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人原定夫の上告理由について。

記録によれば、上告人は本件第一審において第一審判決添附図面(一)の1ないし23及び1の各点に該当せん。第一審結ぶ線で囲まれた地域が上告人の所有でないとの確認を求めたのに対し、第一審判決はその主文において右図面の10な出し、イ、ロ、ハ及び10の各点に該当する地点を結ぶ線で囲まれた地域が上告の所有でいたの所有であることを確認して高趣旨であるにとががわれるにといる。ととを確認していないがとは、前記を記していかがわれるとと、「イ、の所有であるいとと、前記を出して、が明らかであるにとが明らかである。」といると、前記を記述して、「第2では、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、10の名は、1

よつて、民訴四〇七条により主文のとおり判決する。

なお、本件と同様の事例において、原審と見解を一にする大審院の判例があり (大審院大正二年七月一〇日、同六年一一月二六日、同一〇年七月一四日の各判 決)、当裁判所の前記判断はこれに反するものであるけれども、民訴規則五八条二 号にいわゆる「…法令の解釈について、意見が…前に…大審院…のした判決に反するとき」とは、同一の法令の解釈につき上告裁判所である高等裁判所の見解が大審院の判決に反する場合を指すものというべきところ、右大審院の各判決はいわゆる 旧民事訴訟法に関してなされたものであつて、現行民事訴訟法はその後全面的な改 正を受け大正一五年法律第六一号なる別個の法律として成立したものであるから、 本件は前記民訴規則五八条二号に該当しないものというべきである。よって、当裁 判所は、民訴四〇六条の二による最高裁判所への移送は必要がないものと認めて、 ただちに判決した次第である。

(裁判長裁判官 三宅芳郎 裁判官 西俣信比古 裁判官 宮本聖司)